



◆ 消火器の規格や点検の内容が改正となりました

改正の経緯

- 近年発生している**老朽化消火器の破裂事故**を受け、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示が義務付けられるとともに、消火器の定期点検においても耐圧性能点検が導入されることとなりました。

【主な改正の内容】

● 安全上の注意事項表示の義務づけ（平成23年1月1日施行）

- 1 業務用・住宅用消火器の区分
- 2 加圧式・蓄圧式消火器の区別
- 3 適応火災・使用方法の絵表示
- 4 設計標準使用期限（製造年から10年）の表示
- 5 耐圧性能点検実施に関する事項
- 6 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 7 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 8 点検実施期間に関する事項
- 9 廃棄時に関する事項

業務用消火器の銘板の例



- 画像については、ヤマトプロテック株式会社からの提供

●旧型式の消火器の取扱い（平成23年1月1日施行）

平成23年施行後より11年間（平成33年12月31日まで）は、特例として設置が認められます。

●点検基準の改正について（平成23年4月1日施行）

1 外観点検（従来どおり）

	従来どおり
加圧式	半年毎
蓄圧式	半年毎

2 機器点検のうち内部及び機能点検の時期等の見直し

	改正前	改正後	改正後の共通事項（耐圧性能点検）
加圧式	製造年から3年を経過したもの	製造年から3年を経過したもの （従来どおり）	製造年から10年を経過したもの→ <u>耐圧性能点検の実施義務付け</u> ただし、平成23年4月1日施行の際、製造年から10年を経過したものは、 <u>平成26年3月31日までに実施が必要です。</u>
蓄圧式	製造年から3年を経過したもの	製造年から <u>5年</u> を経過したもの	改正規格消火器で製造年から10年を経過して耐圧性能点検を実施した消火器はその後、3年に1回の耐圧性能点検が必要です。

※ 消火器の外形の点検において、本体容器に腐食等が認められたものは、上記の時期に関わらず早急に機器点検を行わなければなりません。

・ 消火器の技術上の規格を改正する省令の一部改正について（総務省消防庁ホームページ）
http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo556.pdf

・ 消防用設備等の点検要領の一部改正について（総務省消防庁ホームページ）
http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo557.pdf